請　　　　書

　　年　　月　　日

甲：（いきいき支援センター設置法人）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

乙：（指定居宅介護支援事業者）

所　　在　　地

法　人　名　称

代表者職 氏 名

ブランチ型総合相談窓口業務を行う事業所の所在地及び名称

所在地

名称

事業所番号

甲と乙とは、名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱第６条第２号に基づくブランチ型総合相談窓口事業にかかる業務委託契約を締結しましたので、次の条項に基づいて履行することをお請けします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　　　　名 | ブランチ型総合相談窓口業務委託契約 |
| 契　約　単　価 | ①来所・電話等2,000円(消費税込)／件。  提出された『(様式1-1)相談記録票』に基づき支払額を算出する。但し、同一人に対する同月内での上限は3件(6,000円)までとする。  ②訪問3,000円(消費税込)／件。  提出された『(様式1-1)相談記録票』に基づき支払額を算出する。但し、同一人に対する同月内での上限は3件(9,000円)までとする。  ③行事3,000円(消費税込)／件。  提出された『(様式1-2)行事報告書』に基づき支払額を算出する。 |
| 契　約　期　間 | 年 月 日～　　 年 月 日  但し、甲が名古屋市よりいきいき支援センターを受託している間は、毎年度末までに、甲又は乙のいずれかが相手方に対し、期間を延長しないことを通知しない限り、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。 |
| 特　約　事　項 | 事例発生日が属する月の翌月5日（当該月が1月又は5月の場合は、5日以降の最初のいきいき支援センターの開設日。それ以外の月であって、5日がいきいき支援センターの開設日でない場合は直前開設日）までに、いきいき支援センターへ提出されなかった『(様式1-1)相談記録票』『(様式1-2)行事報告書』の書類に係る委託料の支払いは行わないものとする。 |

（注意）契約の締結を証するため、いきいき支援センター設置法人へ提出する本請書の写しを事業所にて保管してください。

**（目的）**

第１条　ブランチ型総合相談窓口事業は、在宅の高齢者に関する相談を身近な場所でその相談を受け付け、いきいき支援センターにつなぐとともに、その高齢者の心身の状況及び家族等の状況等を把握することにより、介護予防、生活支援の観点から適切な支援を行い、その高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

**（名称）**

第２条　ブランチ型総合相談窓口は「高齢者いきいき相談室」と称することができるものとする。

**（委託内容）**

第３条　乙は高齢者に関する以下の業務を行う。

（１）次に掲げる相談への対応

①介護関係

②医療関係

③経済関係

④対人関係

⑤住居関係

⑥権利擁護

⑦認知症

⑧その他

（２）いきいき支援センターからの依頼に基づく高齢者宅等への訪問

（３）名古屋市が実施するブランチ型総合相談窓口事業実施のための研修の受講

（４）高齢者いきいき相談室の定例会議の開催及び同定例会議への参加

（５）いきいき支援センターからの依頼に基づく行事等への協力

（６）『（様式1-3）月報』の提出

（７）（１）①から⑧に掲げる相談を受け付けた場合の『(様式1-1)相談記録票』の作成。ただし、次のアからオに掲げる相談に該当する場合は作成しない。

ア　乙が居宅介護支援の契約を締結している者（以下「居宅介護支援契約者」という。）に関する相談

イ　乙が甲との介護予防支援委託契約による個別事案の依頼を受けている者（以下「介護予防支援個別事案依頼者」という。）に関する相談

ウ　居宅介護支援契約者若しくは介護予防支援個別事案依頼者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び同居人に関する相談

エ　介護保険法（以下「法」という。）第27条第1項の要介護認定申請に関する手続きに関する相談

オ　法第31条第1項の要支援認定申請に関する手続きに関する相談

（８）（２）を行った場合の『(様式1-1)相談記録票』の作成

（９）（５）を行った場合の『(様式1-2)行事報告書』の作成

（１０）（１）、（２）及び（５）の業務についての普及啓発

（１１）その他いきいき支援センターとの連絡調整

**（委託料の請求）**

第４条　の契約に基づき甲が乙に支払う業務の委託料は前表のとおりとし、乙が次に掲げる期限までに『(様式1-4)請求書』にて甲へ一括して請求するものとする。その請求に基づき３０日以内に甲が該当月分を乙に支払うものとする。

　【請求書の提出期限】

|  |  |
| --- | --- |
| 該　当　月 | 期　限 |
| ４月から６月分 | ７月５日 |
| ７月から９月分 | １０月５日 |
| １０月から１２月分 | １月５日以降の最初のいきいき支援センターの開設日 |
| １月から３月分 | ４月５日 |

※期限がいきいき支援センターの開設日でない場合は直前開設日。

**（権利義務の譲渡等の制限）**

第５条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

**（再委託の禁止）**

第６条　乙は委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

**（秘密の保持）**

第７条　乙は、委託業務に関して、直接又は間接に知り得た情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

**（立ち入り調査等）**

第８条　甲は、乙に対し、委託業務の実施について立ち入り調査し、必要な報告を求め、また必要な指示を与えることができる。乙はその指示に従わなければならない。

**（契約の解除）**

第９条　甲は、契約期間中であっても次の各号に該当すると認めたときは、本契約を解除することができる。

（１）甲が乙への委託を中止し、又は廃止しようとするとき

（２）乙が事業休止又は廃止した場合

（３）乙が不正な事業実施を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

（４）本契約に関する乙の事業所において、過去1年の間に第３条（３）の研修を受講した者が一人もいないと認められるとき

（５）本契約に関する乙の事業所に主任介護支援専門員が所属していないと認められるとき

**（疑義の解決）**

第１０条　本契約に定める事項その他ブランチ型総合相談窓口事業の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

以上